

令和 6(2024) 年 4月 1日

教職員ならびに学生各位

教務部

## 令和 6 年度 授業・レポート等における生成 AI 利活用に関する指針

現在、ChatGPT 等によって代表される生成 AI の利活用が急速に進行しています。生成 AI を利活用することで、私たちの生産性を飛躍的に向上させることができ、社会生活をよりポジティブに変化させることが可能となります。その一方で、生成 AI を誤用・悪用してしまうと、大学で行う知的生産活動を阻害してしまう危険性もあります。現代を生きる私たちには、生成 AI のメリットとデメリットを注意深く学びつつ、高いデジタル・リテラシーを身につけ、批判的に判断する能力と高い倫理規範をあわせもつことが求められることとなります。

本学としては、今後も生成 AI 技術の進展と国の指針等を注視し、教育活動における生成 AI の活用法を適宜見直していく予定です。令和 6 (2024) 年度の成績評価に関わる指針は下記のように定めます。

### ・ 基本的指針

授業担当教員による指示もしくは許可があった場合は、その方針に厳密に則ったうえで、生成 AI を活用することができます。ただし、授業担当教員による指示や許可がなされていない場合、レポート、リアクションペーパー、学位論文等の成績評価に関わる提出物において、生成 AI を利用した文章等を用いることは認められません。

なお、担当教員の許可なしに、生成 AI を利用した成果物をレポート、リアクションペーパー、学位論文等に用いた場合は、不正行為とみなします。学則第 44 条（大学院学則第 47 条）及び学内試験における不正行為者の処分内規等に基づき、教務委員会において審議し、処分の対象となる場合があります。

本学では、今後も成績評価に関わる提出物が学生本人自身による考察、研究によって成されるべきとの原則は変わりませんが、積極的に生成 AI を活用することで学習効果が高まる可能性を考慮しつつ、生成 AI との関わり方を模索していきます。

以上